

# 公立大学法人滋賀県立大学情報公開規程

平成 1 8 年 4 月 1 日  
公立大学法人滋賀県立大学規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）が行う情報公開について、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書への記載事項等)

第2条 条例第5条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求をしようとする公文書の公開の方法
- (2) 電話番号および団体等にあつては、担当者の氏名

2 条例第5条第1項に規定する公開請求書は、公文書公開請求書(別記様式第1号)とする。

(公開請求に対する決定の通知)

第3条 条例第10条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定 公文書公開決定通知書(別記様式第2号)
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定 公文書一部公開決定通知書(別記様式第3号)

2 条例第10条第2項の規定による通知は、公文書非公開決定通知書(別記様式第4号)により行うものとする。

(公開決定等の期間の延長の通知)

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書(別記様式第5号)により行うものとする。

(公開決定等の期限の特例の通知)

第5条 条例第12条の規定による通知は、決定期間特例延長通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

(事案の移送の通知)

第6条 条例第13条第1項の規定による通知は、事案移送通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第7条 条例第14条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日

- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
  - (3) 意見書を提出する場合の提出先および提出期限
- 2 条例第14条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項各号に掲げる事項
  - (2) 条例第14条第2項第1号または第2号の規定の適用の区分および当該規定を適用する理由
- 3 条例第14条第2項の規定による通知は、公文書の公開に係る意見照会書(別記様式第8号)により行うものとする。同条第1項の規定による通知を書面により行う場合も同様とする。
- 4 条例第14条第3項の規定による通知は、公文書公開決定に係る通知書(別記様式第9号)により行うものとする。

(電磁的記録の公開の方法)

第8条 電磁的記録についての条例第15条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、公立大学法人滋賀県立大学理事長(以下「理事長」という。)が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音テープまたは録音ディスク 当該録音テープまたは録音ディスクを法人が保有する機器により再生したものの聴取または録音カセットテープに複写した物の交付

(2) ビデオテープまたはビデオディスク 当該ビデオテープまたはビデオディスクを法人が保有する機器により再生したものの視聴またはビデオカセットテープに複写した物の交付

(3) その他の電磁的記録 次に掲げる方法で法人が保有する機器およびプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力した物の閲覧またはその写しの交付

イ 当該電磁的記録を再生したものの閲覧もしくは視聴または複写した物の交付

2 前項に規定する方法による電磁的記録の公開にあつては、電磁的記録の保存に支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該電磁的記録を複写した物により行うことができる。

(公開の実施の日時および場所)

第9条 条例第15条の規定による公文書の公開(送付により写しを交付する場合を除く。)の実施は、理事長が指定する日時および場所において行うものとする。

(審査会諮問通知書)

第10条 条例第23条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書(別記様式第10号)により行うものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知)

第11条 条例第24条において準用する条例第14条第3項の規定による通知は、審査請求等に関する情報の公開決定に係る通知書(別記様式第11号)により行うものとする。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。（別記様式関係）

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。（別記様式関係）

※収受番号	番
※収受年月日	年 月 日

公文書公開請求書

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 様

請求者 住所(団体等にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(団体等にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号( — — )

団体等の場合の担当者の氏名( )

滋賀県情報公開条例第5条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

1 請求する公文書の名称または内容	
2 公文書の公開の方法の区分 (希望する方法を○で囲んでください。)	(1) 閲覧、聴取または視聴 (2) 写しの交付(送付の希望 有・無) 閲覧、聴取または視聴および写しの交付
※ 備考欄	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 ※の欄は、記入しないでください。

公文書公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、滋賀県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開することに決定しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称 または内容			
2 公文書公開請求書の收受年 月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番		
3 公文書を公開する日時およ び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
4 担当課等	電話番号 — — 内線		

注1 指定された公文書の公開の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で担当課等まで連絡してください。

2 来所して公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開する日時は、写しを送付できる期日を記載しています。

## 公文書一部公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、滋賀県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することに決定しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称 または内容			
2 公文書公開請求書の收受年 月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番		
3 公文書を公開する日時 および場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
4 公文書の公開をしない部分			
5 公文書の公開をしない理由			
6 5の理由が消滅する期日	年 月 日		
7 担当課等	電話番号	—	—

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公立大学法人滋賀県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、公立大学法人滋賀県立大学を被告として（公立大学法人滋賀県立大学理事長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注1 指定された公文書の公開の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で担当課等まで連絡してください。

2 来所して公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開する日時は、写しを送付できる期日を記載しています。

4 6の欄は、請求のあった公文書の一部について公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、公文書の公開を希望される場合は、その日以後に新たに公文書公開請求書を提出してください。

公文書非公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、滋賀県情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公文書の公開をしないことに決定しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称 または内容	
2 公文書公開請求書の收受年 月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
3 公文書の公開をしない理由	
4 3の理由が消滅する期日	年 月 日
5 担当課等	電話番号 — —

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に公立大学法人滋賀県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、公立大学法人滋賀県立大学を被告として（公立大学法人滋賀県立大学理事長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 4の欄は、請求のあった公文書について公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、公文書の公開を希望される場合は、その日以後に新たに公文書公開請求書を提出してください。

決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、滋賀県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称 または内容	
2 公文書公開請求書の收受年 月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
3 延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当課等	電話番号 — — 内線

決定期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、滋賀県情報公開条例第12条の規定を適用することとし、次のとおり公開決定等をする期間を延長しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称 または内容	
2 公文書公開請求書の收受年 月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
3 公開請求に係る公文書のう ち相当の部分について公開決 定 等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 残りの公文書について公開 決定等をする期限	年 月 日
5 滋賀県情報公開条例第12条 を適用する理由	
6 担当課等	電話番号 — — 内線

事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、滋賀県情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称 または内容	
2 公文書公開請求書の收受年 月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
3 移送をした実施機関および その担当課等	電話番号 — — 内線
4 移送を受けた実施機関およ びその担当部課等	電話番号 — — 内線
5 移送をした日	年 月 日
6 移送をした理由	

注 この公開請求については、今後、移送を受けた実施機関において公開決定等を行うこととなります。不明な点は、移送を受けた実施機関の担当部課等にお問い合わせください。

公文書の公開に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



滋賀県では、滋賀県情報公開条例を定め、保有している公文書を公開しています。

今回、あなたに関する情報が記録されている公文書について、同条例第5条第1項の規定に基づき公開請求がありましたので、同条例第14条第 項の規定により次のとおり通知します。

つきましては、当該公文書を公開することについて意見がある場合は意見書を提出することができますので、 年 月 日までに提出してください。

1 請求のあった公文書の名称 または内容	
2 公文書公開請求書の收受年 月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
3 公開請求に係る公文書に記 録されているあなたに関する情報 の内容	
4 滋賀県情報公開条例第14条 第2項の規定による通知の場合の 同項第1号または第2号の規定の 適用の区分および当該規定を適用 する理由	
5 意見書の提出先および問い 合わせ先(担当課等)	〒 所在地 電話番号 — — 内線

公文書公開決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



あなたに関する情報が記録されている公文書を公開しますので、滋賀県情報公開条例第14条第3項の規定により、次のとおり通知します。

1 請求のあった公文書の名称 または内容	
2 公開決定年月日	年 月 日
3 公文書に記録されているあ なたの情報に関する公開決定の内 容	
4 公開決定をした理由	
5 公開を実施する日	年 月 日
6 担当課等	電話番号 — —

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公立大学法人滋賀県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 公開を実施する日までに審査請求がされなかった場合には、審査請求の期間内であっても公開されることとなります。

情報公開審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



年 月 日付けの公文書の公開決定等に対する審査請求については、次のとおり滋賀県情報公開審査会に諮問しましたので、滋賀県情報公開条例第23条の規定により通知します。

1 請求のあった公文書の名称 または内容	
2 審査請求の内容	
3 審査請求があった年月日	年 月 日
4 諮問をした年月日	年 月 日
5 担当課等	電話番号 — —

別記様式第11号(第11条関係)

審査請求等に関する情報の公開決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学理事長



あなたに関する情報が記録されている公文書を公開しますので、滋賀県情報公開条例第24条において準用する同条例第14条第3項の規定により、次のとおり通知します。

1 請求のあった公文書の名称 または内容	
2 公文書に記録されているあ なたの情報に関する公開決定 の内容	
3 公開決定をした理由	
4 公開を実施する日	年 月 日
5 担当課等	電話番号 — —